

① (健康保険)事業所整理番号の記入方法

医療機関の受付にて提示する、健康保険資格確認書にて記入する場合。

- ・資格確認書によって健康保険タイプがあります。
- ・健康保険タイプの確認は、保険者名称等に記載があります。
 (例) 全国健康保険協会(協会けんぽ)
 東芝健康保険組合
 三谷健康保険組合
 全国土木建築国民健康保険組合

- ・事業所整理番号の確認は、『記号』と書かれている欄に記載があります。

例:協会けんぽの資格確認書

★ 見積書表紙への記入方法

- ・左側に保険タイプの種類(保険協会名or保険組合名)
- ・右側に事業所整理番号(記号)を右詰めにて記入して下さい。
 全国健康保険協会:7~8桁
 各事業所保険組合:4~6桁程度

② (厚生年金保険)事業所整理番号の記入方法

事業所ごとに付与された「数字ーカタカナ」・「漢字ーひらがな」の文字列です。

- ・年金事業所から送付される「納入告知書」や「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書」や「適用通知書」や「保険料納入告知額・領収済額通知書」などに記載されています。
- ・例は「61ークセリ」ですが、通知報告書など、書類によっては「渋谷ーくせり」のように「漢字ーひらがな」の組み合わせが記載されている場合もあります。

(厚生年金保険)事業所番号の記入方法

事業所ごとに付与された5桁の数字です。

- ・事業所整理番号の右側等にて、記載が有る場合が多いです。

例:納入通知書

③雇用保険にも「事業所番号(11桁)」がありますが、厚生年金保険の事業所番号とは別物ですので、ご注意ください。

★ 見積書表紙への記入方法

- ・左側に事業所整理記号(数字ーカタカナ)・(漢字ーひらがな)
- ・右側に事業所番号(右詰めにて記入して下さい。)

③ (雇用保険)事業所番号の記入方法

事業所ごとに付与された11桁です。(4桁-6桁-1桁)の数字です。

- ・雇用保険適用事業所設置手続きの際に交付された「適用事業所台帳(雇用保険適用事業所設置届事業主控)」などに記載されています。
- ・資格取得手続きの際に交付された「雇用保険被保険者資格取得確認通知書(事業主通知用)」などに記載されています。

例:適用事業所台帳

②厚生年金保険にも「事業所番号(5桁)」がありますが、雇用保険の事業所番号とは別物ですので、ご注意ください。

★ 見積書表紙への記入方法

- ・事業所番号を記入して下さい。(4桁ー6桁ー1桁)
- ※事業所番号が10桁の場合は、(4桁ー6桁)にて記入して下さい。

TSUCHIYA(株) 見積書添付法定福利費計算書(単工種)

工事名	○□△新築	工事	工種名	土工事・外構工事等
(1) 見積工事使用作業員人数(概算) A		(2) 基本労務賃金(見積作成時基本単価) B	(3) 総労務費金額(賃金ベース) C	
50	×	¥30,000	¥1,500,000	
(3) 総労務費金額(賃金ベース) C		(4) 社会保険比率(目安16%前後) D	法定福利費金額 E	
¥1,500,000	×	0.160	¥240,000	

TSUCHIYA(株) 見積書添付安全衛生経費計算書

(3) 総労務費金額(賃金ベース)		(5) 安全衛生経费率(目安:4~9%)	安全衛生経費 F
¥1,500,000	×	0.040	¥60,000

※安全衛生経费率は現場条件等の経費変動を考慮した目安になります。

(6) 当工事 E + F 合計 = ¥300,000

※法定福利費及び安全衛生経費は、法令に基づき、折衝対象外としています。

資材購買部 (改訂 2026/04)

- (1) 施工に必要な作業員人数の概算。
- (2) 労働賃金(B)は、国土交通省の「労務費に関する基準ポータルサイト」及び、「設計労務単価」を必ずご確認頂き、貴社の実績値を利用して下さい。自動計算されます総労務費金額(C)が、工事費を超えない様に注意して下さい。
- (3) 法定福利費の総労務費金額は、安全衛生経費計算書の算定方法にも反映されるようになっております。
- (4) (事業主負担分)社会保険比率(D)は、それぞれの会社形態により違いが出ると思われます。記入例は、目安として16%前後と記載しておりますが、貴社の実績にて記入をして下さい。
- (5) 安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)の算定においては、率計算を採用しており、各業界団体の経费率を元に4~9%の目安としていますが、貴社の実績にて記入をして下さい。
- (6) 見積書には上記計算書で算出した法定福利費金額と安全衛生経費の合計(E+F)を、工事費とは区別して表記して下さい。尚、この金額は、出精値引(折衝)とは致しません。また複数工種に成る場合は、法定福利費・安全衛生経費計算書(複数工種)の様式を使用して下さい。